

## 平成26年度第19回人事委員会会議の結果

### 1 開催日時

平成27年1月22日(木) 午前9時30分～10時30分

### 2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

### 3 出席者

【人事委員】 委員長 馬橋 隆紀  
委員 松沢 幸一  
委員 馬場眞美子  
【事務局】 事務局長ほか5名

### 4 議事

会議冒頭で、議決事項1～5及び協議事項1については、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

#### 議案第1号 「平成27年度埼玉県警察官(巡査)採用試験事務の警察本部長への委任について」

職員の任用に関する規則第13条第4項(試験の委任)及び埼玉県警察官採用試験事務の委任に関する協定書第3条(委任の手続)の規定に基づき、警察本部長から協議のあった警察官(巡査)採用試験事務の委任について決定した。

#### 議案第2号 「職員の失職の特例に関する報告及び意見について」

職員の失職の特例に関する報告及び意見に関し、下記について決定した。

記

- ・ 職員の失職の特例に関する報告
- ・ 職員の失職の特例に関する意見

#### 議案第3号 「平成26年(不)第1号事案について」

本事案について、処分者から、平成27年1月13日付けで反論書(2)が提出されたことを報告した。

また、請求人に対して、処分者の主張に対する認否及び具体的な主張を記載した書面の提出を求めることを決定した。

#### 議案第4号 「労働基準監督機関の職権行使について」

平成27年1月22日付けで、埼玉県警察本部長から解雇予告除外認定申請書の提出があり、これを調査したところ、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責めに帰すべき事由に該当するものと認めることについて決定した。

#### 議案第5号 「労働基準監督機関の職権行使について」

平成27年1月22日付けで、埼玉県警察本部長から解雇予告除外認定申請書の提出があり、これを調査したところ、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責めに帰すべき事由に該当するものと認めることについて決定した。

**協議第1号「裁決取消請求事件について」**

裁決取消請求事件について、答弁書（案）について協議した。